

第四十八回 参議院内閣委員会會議録第十八号

昭和四十年四月十三日(火曜日)

午前十時五十一分開会

委員の異動

四月八日

村山 道雄君

栗原 祐幸君

源田 実君

四月九日

河野 謙三君

井野 碩哉君

四月十三日

野上 進君

三木與吉郎君

八木 一郎君

塩見 俊二君

補欠選任

河野 謙三君

井野 碩哉君

野上 進君

補欠選任

村山 道雄君

栗原 祐幸君

源田 実君

補欠選任

山本 利壽君

和田 鶴一君

田中 清一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

柴田 栄君

栗原 祐幸君

伊藤 顯道君

石原幹市郎君

塩見 俊二君

林田 正治君

村山 道雄君

山本 利壽君

和田 鶴一君

中村 順造君

八田 貞義君

衆議院議員

登 録

八田 貞義君

國務大臣

農 林 大 臣 赤城 宗徳君

自 治 大 臣 吉武 恵市君

農 林 大 臣 官 房 長 中西 一郎君

農 林 大 臣 官 房 予 算 課 長 太田 康二君

農 林 省 農 林 經 済 局 長 久宗 高君

農 林 省 農 政 局 長 昌谷 孝君

農 林 省 園 芸 局 長 林田悠紀夫君

水 産 庁 長 官 松岡 亮君

自 治 大 臣 官 房 長 松島 五郎君

自 治 大 臣 官 房 参 事 官 官澤 弘君

自 治 省 行 政 局 長 佐久間 彌君

常 任 委 員 会 專 門 員 伊藤 清君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

選任されました。

○委員長(柴田栄君) 次に、理事の補欠互選を行なうと存じます。

四月八日、栗原理事が一人委員を辞任され、翌九日、また委員に復帰されましたので、栗原祐幸君を再び理事に選任することといたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認めます。

○委員長(柴田栄君) 次に、旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案を議題といたします。

先般、旧金鶏勲章年金受給者に関する特別措置法案について提案理由の説明を聴取いたしました。同法案は四月九日衆議院において撤回されたが、ただいま議題となっております。撤回されたが、ただいま議題となっております。撤回されたが、ただいま議題となっております。

受給者に関する特別措置法案が提出されましたので、あらためて発議者から提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員八田貞義君。

○衆議院議員(八田貞義君) ただいま議題となりました自由民主党、民主社会党の共同提案にかかると、提出者を代表いたしまして提案の理由を説明いたします。

戦後二十年、この間幸いにわが国の経済は順調に再建発展しまして、国民生活も一年と向上をたどりつつあります。この間にあって旧金鶏勲章年金受給者におかれてはかつて支給されていた年金は打ち切れ、その経済的期待権を喪失し、経済的また精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている人々も多いのであります。まことに惻隱の情にたえないものがあつて、まことに御承知のごとく、旧金鶏勲章年金令は明治二十七年勅令第一七三号によって制定されました。その後この年金令は昭和十六年に至り勅令第七二五号によりまして廃止されましたが、同時にまたこの勅令により昭和十五年四月二十九日以前の叙賜者につきましては、旧令によって年金は下賜されていたのであります。しかるに終戦後昭和二十一年三月に至りまして、この勲章年金は、昭和二十年十二月末を限りいたしました。一切廃止されることとなつて今日に至つておるのであります。よつて本法律によりまして、これらの人々の処遇改善をはかるため、特別の措置を講じようとするものであります。

本法律案の趣旨は、本法施行の日において生存する旧金鶏勲章年金受給者にして満六十歳に達しておられる方々並びに昭和三十八年四月一日において六十歳に達したもので本法の施行の日までの期間において死亡された方々に対し、旧制の功級による区別なく、その処遇の改善の一端として金七万円の一時金を特別措置として支給しようとするものであります。その認定はこれを受けるようとする者の請求に基づきまして、内閣総理大臣が行なうこととしております。

なお、この法律の実施のための手続その他につきましては、政令をもって定めることとしております。

以上をもちまして提案の趣旨説明といたします。何とぞ本委員会におかれましては、慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、自治省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側からは吉武自治大臣、松島官房長、官澤

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

農 林 省 畜 産 局 参 事 官 吉岡 茂君

自治大臣官房参事官、佐久間行政局長が出席いたしております。

御質疑のおありの方は、順次御發言を願います。

○伊藤頭道君 この法案について大臣にお伺いたしますが、提案理由の説明によりますと、最近、日本の地方行政については、租税条約の締結等緊密な国際的連携を必要とする問題が増加してきたということ、そこで地方行政に経験の深い者を海外に常駐させる必要があると考へる。そういうことで、自治省定員のうちの一名を在外公館の要員として外務省に移しかえをいたす。こういう趣旨であるようですが、そこでまずお伺いしたいのは租税条約の概要ですね、趣旨、おもな内容等についてお伺いをしたいということ。

それからこの租税条約は、昭和二十九年にアメリカと租税条約を締結したのが最初だと思うのですが、以後、諸外国ともだんだん締結している国が増えてまいったわけでありますが、そこでお伺いしたいのは、一日本と租税条約を締結した国はどの程度あるのか。これは同時に締結したわけじゃないから、年代順にその相手国をあげていただきたい。

○國務大臣(吉武恵市君) こまかい点は政府委員からお答えをいたさせますが、御承知のように、国際間における課税関係を調整するということが、国際間の経済あるいは人的あるいは文化の交流等に資するために国税の関係を条約が結ばれつつございました際に、地方税についても同様の取り扱いをすべきであるというところから、ただいま御指摘になりました二十九年にアメリカとの間に租税条約が締結されました。その後だんだんカナダとか、フランス等も含めまして、現在まで十四カ国の間に条約が締結されておるわけでございます。まだいまだ問題になっておりますところ、これはイタリヤとか、西ドイツ等もひとつ含めてということで検討を進めておる状況でございます。

の詳細につきましては、政府委員からひとつ答弁をいたさせます。

○政府委員(宮澤弘君) 租税条約の趣旨につきましては、ただいま大臣から御答弁を申し上げたとおりでございます。

その内容でございますが、ごく概括的に申し上げますと、御承知のように、国際間で租税を課します場合には、居住者として二つに概念を分けておるわけでございます。居住者と申しますのは、たとえば日本について申しますならば、日本に住所を持っておられます者、あるいは日本に本店のごとき企業を設けておられます者、それから非居住者として申しますならば、フランスに本店が設けられて、日本に支店のあるような企業、あるいはフランス人であつて、日本から源泉のある所得を得ている、こういう者が非居住者であるわけでありまして、

租税条約といたしましては、居住者につきましては、いわば包括的な、あるいは無制限納税義務を負わせておるわけでございます。日本に本店がある法人でありますとか、あるいは日本の居住者、これは日本としては包括的あるいは無制限納税義務を持っておられます、また、それらの人は無制限の納税義務を負つておるわけでございます。非居住者につきましては制限的納税義務を負うわけでございます。先ほどの例で申しますならば、フランスの法人で日本に支店を持っておられますもの、これは日本で申しますと、日本の非居住者であるわけでございます。そういうものは、日本といたしまして課税権を行使いたします場合は、制限的納税権を行使いたします。逆に申しますならば、フランスといたしましては、フランス法人でございまして、その法人については包括的、無制限の納税義務を負うわけでございます。そこで問題は、居住者につきましては問題はないわけでございますけれども、非居住者につきましては、先ほども申しましたように、居住地国と、それから所得の源泉地国との間でおの課税権をどう調整していくか、こういう問題が

出てくるわけでございます。片方は無制限の課税権を持つておるし、片方は制限的課税権を持つておるわけでございます。その制限的課税権をどの程度行使するか、こういうことが問題になるわけでございます。そこで国際間で協定を結びまして、非居住者につきましての納税義務についてのおの相互主義の原則に基づきまして取りきめをいたす、これが大体租税条約の中心的な課題である、こう申し上げてよろしかるうかと思つてございまして、

なお、それに付帯をいたしまして、租税条約が締結されまして、締結国間におきましておのの課税権の行使につきましていろいろトラブルが生じた場合には、相互の機関が調停に努力する条項でございます。あるいはお互いにその国の税制について情報を交換する条項でございます。それから、そういうものがあつて取りきめられるわけでございます。大体租税条約の基本的な内容はそういうことになっております。

それからなお、この件につきましては、従前から各国それぞれ相互主義の原則に基づいて交渉をしてきたわけでございますが、一九五六年でございますか、OECDでのおの租税条約を締結する際のモデル条約案と申します、大体基本になる考へ方について審議を開始いたしました。一九六三年に最終案がまとまつたわけでございます。大体今後は、OECDのモデル条約案を中心といたしまして関係国が交渉をする、そういうこととに相なつておるわけでございます。

それから租税条約をわが国が締結をしております、最初がアメリカ合衆国でございます。署名年月日が二十九年四月十六日でございます。条約が発効いたしましたのが三十年四月一日でございます。以下スウェーデンの署名が三十二年十二月十二日、発効が三十二年六月一日。それからパキスタンが三十四年二月十七日、署名年月日、発効は三十四年五月十四日。ノルウェーは署名が三十四年二月二十一日、発効が三十四年九月十五日

日。デンマークは三十四年三月十日の署名年月日、発効が三十四年四月二十四日。インドは署名が三十五年一月五日、発効が三十五年六月十三日。シンガポールは署名が三十六年四月一日、発効が三十六年九月五日。オーストリアは三十六年十二月二十日署名いたしました。三十八年四月四日に発効いたしました。英国は三十七年九月四日署名、三十八年四月二十三日発効。ニュージーランドは三十八年一月三十日署名、三十八年四月十九日発効。タイは三十八年三月一日署名、三十八年七月二十四日発効。マラヤは三十八年六月四日署名、三十八年八月二十一日発効。それからカナダが三十九年九月五日署名。大体ただいまのところまとまつておりますのはそういうところでございます。

なお、フランスにつきましては、この国会におきまして条約案についての御承認を終えておるところでございます。

以上十四カ国でございますが、なお先ほど大臣が申し上げましたように、目下ドイツ、イタリヤあるいはオーストラリア、スイス等の国と交渉をいたしておる段階でございます。

○伊藤頭道君 次に、お伺いしたいのは、この租税条約の対象とする税目ですね、これに関連してお伺いしたいと思つておる、調べてみますと、当初は国税だけであつたようですが、大蔵省の主税局国際租税課が担当して、国税だけを扱つておつたけれども、二重課税を防止したり租税条約をより効果あらしめるために、そういう意図から地方税についてもその対象とする必要がある、こういう観点から、最近では原則として地方税をも含めた総合的な租税条約を締結する方針となつておる。こういうことでは、地方税というところになる、税制の相違点は各国にあるわけですが、これが統一されれば問題ないと思つておる、おのその国独自の税制をしいておるから、こういう点から非常に困難な問題が多かるうと思つておる、現状は一体どうなつておるの

それから、これによって、地方税についてのどの程度実際の影響というか、それがいいのかという御質問でございますが、地方税につきましては、まだ地方税をいれましてから日もたっておりませんし、具体的数字につきましては、私どもはそこまで検討をする資料の入手をいたしておりません。御了承をいただきたいと思ひます。

○伊藤道君 この租税条約を相手国と約定する際です、日本の交渉体制というのは一体どうなっておられるのか、特に自治省としてはどのようにこれに關与しておられるのか、こういうことについて説明していただきたい。

○政府委員(宮澤弘君) 先ほど来申し上げておりますように、これまでは大体国税が中心であったわけですが、しかし、これまでも相手国といたしましてはやはり地方税も同じ所得に対する課税であるなら対象にしてほしいという要望がしばしばあつたわけでございます。そういうことから、近年地方税も対象にいたしてはいるわけですが、大体交渉の手順といたしましては、やはりおのおの相手国の税制を知悉してございませんと、交渉もなかなか難航をさわるわけでございます。これまでもいたしましては、私ども、外国の税制につきましては、外国の高官を通じて情報を入手をいたしましたり、あるいはその他の方法によって情報を入手して、大体基礎的な資料を獲得をいたし、あるいは大蔵省自身は、御承知のように、海外に各所に駐在官を置いておられますので、大蔵省のほうからもあわせて地方税についての情報を得ているわけでございます。しかし、やはり大蔵省は地方税について専門的な知識等がございませんで、なかなか思うようにまいらな

いわけでございます。そこで、今回海外派遣についてお願いをいたしてはいるわけでございます。そういうように、いままでといたしましては、多少不十分でございましたが、いろいろな方法で情報入手をいたしました、大体租税条約のやり方といたしましては、相手国で一回交渉いたし、それから次の第二回目は、相手国が日本に参りまして交

渉いたし、大体二回で交渉を行なう、こういうことがこれまでの通例であるわけでございます。

○伊藤道君 外国の国税制度については、大蔵省の主税局国際租税課ですか、ここが中心になって調査を進めておるようですが、この地方税については、自治省としては一体どんな組織で調査研究を進めておられるのか、こういうことをお伺いしたい。

○政府委員(宮澤弘君) 非常にその点、先ほど申しましたように、いままで資料も不足であり、調査機構というものも不備であつたわけですが、やつと昨年でございますが、自治省の府県税課に外国税制の係を設けまして、そこに人間を配置いたしまして、各国の資料その他の収集をし分析をいたしておるわけでございます。

○伊藤道君 次に伺いたいのは、租税条約のモデルはOECDで検討されておるようですが、一九六三年の七月に最終的な案をまとめたようですが、そのOFCDの理事会では、租税条約の締結にあつては、加盟各国に対して、原則としてこのモデル条約によるべきことを勧告しておると思ふのです。そこで伺いたいのは、日本では一体この勧告に対してどのような態度をとっておられるのか、こういうことをお伺いしたい。

○政府委員(宮澤弘君) OECDのモデル条約でございますが、かつ勧告でございますけれども、やはり加盟国は、原則といたしましてそれらを尊重するたてまえになつておるわけでございます。ただ日本といたしましては、OECDの加盟にあたりまして、基準の条約、モデル条約中に、わが国の従来の条約例の相違をしております点、あるいはさしあたり実施が困難であるというような点がございませんで、その点につきましては、一応留保をつけておるわけでございます。たとえば、一例を申し上げますと、使用料でありますとか、特許料でありますとか、通常ロイヤルティと言つております工業所有権とか、そういうものでござい

ますが、ロイヤルティの課税につきましては、OECDのモデル条約案におきましては、居住地

国のみが課税権を持つておる、こういうことに相なつております。例をあげて申し上げますならば、日本の会社が、たとえばフランスからパテントを購入をいたしまして何か日本でその製品をつくらうといった場合に、そのパテントの使用料につきましては、OECDのモデル条約案では、居住地

地国すなわちフランスだけが課税権を持つ、こういう準則になつておるわけでありませう。しかし、御承知のように、日本といたしましては、現在そういうロイヤルティにつきましては、むしろ輸出よりも輸入国であるという現状でございますので、そういう財政収入の点から申しましても、あるいはその他の利子なり配当に対する税の考え方からいたしまして、日本としても非居住国ではあるけれども、そのロイヤルティ所得については、課税権をやはり持ちたい、こういう考え方があつたわけでございます。その点につきましては、OECDの加盟にあたりまして留保をしておる、こういう事情でございます。

○伊藤道君 次に伺いたいのは、現行の租税条約に規定する内容について、これはもとより相手国によってそれぞれ相違があるかと思ふのですけれども、その大体のいわゆる概要と申しますか、こういうものについて簡明にひとつ御説明を願ひたい。

○政府委員(宮澤弘君) これは御承知のように、交渉の相手国との内容によって多少異なるわけでございます。大体概略的に申し上げますと、総則的な事項あるいは定義的な事項といたしまして、たとえば適用税目——これは基本でございますけれども、基本適用税目についてどうする、という条項でございますとか、あるいは先ほど来申し上げております居住者、非居住者についての定義的な事項でございます。そういうようなものを総則的な定義的なものとしてまず規定いたすが普通でございます。

それから次に、具体的に所得課税につきましては、この所得課税の課税権をどう分配をしていくかということになるわけでございます。この所

得課税が幾つかの項目に分かれるわけでありませう。不動産所得でありますとか、事業所得でありますとか、先ほど申し上げましたように、船舶、航空機の所得でありますとか、配当所得、利子所得、こういうように各所得別に所得課税についてどう扱うかということを決めるのが普通でございます。

なお、資本課税、資産課税について規定を置きます場合には、資産課税についても同様な条項を置くわけでございます。それから第三番目に、二重課税の排除を一体どうやって行なつていくか。これは所得を控除する方式と、それから税額を控除する方式とがあるわけでありませうが、いずれの方針をとるか、ということを中心をいたしまして、二重課税排除の具体的な方式を定めるわけでございます。

それから最後に、先ほども申し上げましたけれども、この租税条約の適用について、両国間にいろいろトラブルがありまして、双方の關係機關が協議をする条項でございます。あるいは相互に税制についての情報を交換する条項でございますとか、こういうものがございまして、それから最後に条約の効力発生についての規定を置く、大体こういうのが通例の形でありませう。

○伊藤道君 先ほどの地方税制については一体自治省はどのような組織で調査研究するのかというところをお伺いしたわけですが、そのことに關連して、最近各国でも非常に地方税制が充実してきて、地方税を含めなければ地方税制が充実してきて、地方税を期したい実情にあるかと思ふ。ところが、地方税制は必ずしも中央政府の所管するものではないという国もあるわけですね。こういうことでは、日本では自治省が中心になつて操作しておるわけでありませうけれども、こういうことから考えると、地方税制に関する調査研究というのは大事な緊急性のあるものではないか、こういうことについて御説明いただきたい。

○政府委員(宮澤弘君) まさに御指摘のように、

日本ばかりでなく、各国とも地方税を含めて租税協定を締結するというような機運になってきているわけでございます。先ほど申しましたアメリカなりカナダなどは、何か憲法上のどうも制約があるようなふうにも私も受け取れるのでございますが、こういう国につきましても、実はOECDを中心にして、そういう国も地方税についても租税条約が締結できるように何らかの解決策を考えるべきではないかというふうな検討も進んでいるのが現状でございます。そういうことでございまして、今後ますます国際間の物と人との交流が激しくなりまして、自治省といたしましても各国の地方税制について検討し、情報を常に得ておくことが必要になってくるわけでございますから、本庁といたしましては、先ほど申しましたように、現在、係がやっておりますけれども、一昨年から実は自治省といたしましても、国際租税を担当する専門的な課を設置すべきではないかということで、大蔵省方面にも予算その他の折衝をいたしておるわけでございます。それから今回、定員一名をお願いをいたしておるわけでございますけれども、なお今後の推移によりましては、この方面につきましてもさらに考慮していただかなければならぬのじゃないか、こういうふうにご検討いただいております。

○伊藤頭道君 次に伺います。OECD、それからEETCですね。これについては間接税の国際的統一と、こういうことがいま問題になっておると思うのですが、このことについてひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(宮澤弘君) 御指摘のように、確かに現在OECDにおきましては、間接税につきましては国際協定を結ぶべきではないかという議論がございまして、目下検討が進んでいるわけでございます。で、その内容は、私どもはあまりつまびらかにいたしておりませんが、中心は売り上げ税——一般売り上げ税、これは西欧各国にわりあい多く見られる税目でございますけれども、この一

般売り上げ税につきまして、各国間の税制をもう少し調整をして、物の流通を阻害しないようにして、こういう考え方のようでございます。わが国におきましては、御案内のように、現在のとこるは一般売り上げ税に相当する税目は、国税、地方税を通じてはないわけでございます。ただOECDの今後の具体的な検討がどうなるかでございますけれども、このいかによりましては、たとえば国税におきます物品税でございますか、あるいは地方税につきましても料理飲食等消費税というふうなものも何らかの関係を持ってくるのではないかと考えてございまして、まだOECD自身、一般売り上げ税の調整について具体的かつ最終的な検討の結果を出しておりませんので、私どもそれを待ってまた考えていきたい、こういうふうにご検討いただいております。

○伊藤頭道君 この間接税の国際的統一が、いま大なる問題となつておると、そういう前提に立てば、関係諸国との間の接触とか、情報の収集、こういうことは当然必要になってくると思っております。と、いうことになると、これに対して自治省として一体どのような対策を持っておられるのか、こういうことについて御説明いただきたい。

○政府委員(宮澤弘君) 先ほど申しましたように、OECDが中心になって間接税、特に一般売り上げ税につきましての各国税制の調整について検討をしておりますので、私ども、やはり常にそのOECDの検討に接触を保持していくということが必要であると思っております。そういう人間がヨーロッパ全般の動きにつきまして常に情報を得ていくということが必要であると思っております。まあ私ども、国内におきましては、先ほど申しましたように、もう少し自治省の国際租税に関する機構、スタッフを充実をさせていただきたい、こういうふうにご検討しております。

○伊藤頭道君 提案理由の説明によりまして、「地方行政に経費の深い者を海外に常駐させる必要がある」のだと、こう説明しておるわけですが、その具体化として一名を外務省の在外公館に送るといふ説明であります。そこで伺います。現在自治省のどのような地位にある職員を送られるのか。どこの在外公館に行かれるのか。また、外務省に移しかえということになると説明しておるのですが、在外公館というのは、一体在外公館のどのような地位に移しかえられるのか、こういうことについて具体的な説明をいただきたい。

○政府委員(松島五郎君) お答えをいたします。ただいま予定をいたしておりますのは、三等書記官でございますので、中央の役所で申しますと課長補佐クラスでございます。現実の人を配置いたします場合は、この方面にできるだけ経費の深い者を配置をいたしたいと考えております。なお、場所は、ただいまのところ、一応ロンドンを中心としておられます。で、大使館の中でどういう組織の中に組み入れられるかという問題でございますが、おそらくこの方面を担当しております国際政治と申しますか、そういう方面の担当の大使館内の組織に入れられるものと考えております。

○伊藤頭道君 特にロンドンを選ばれたということについて、何か根拠があるのですか。

○政府委員(松島五郎君) 最初の試みでもございまして、また、いまのところただ一人でもございまして、できるだけヨーロッパの中心的なところがいいのではないかと、かような考えで、外務省とも御相談の上、ロンドンを一応予定をいたしておるわけでございます。

○伊藤頭道君 こういう意向で自治省から外務省に移しかえになったという自治省の職員は過去にはなかったかどうか。もしあれば、現在何名かというところ、海外に常駐させるといふことではないかと、おのずから期間があるかと思っております。およそのめど、大体どのくらい常駐するのか、それから任期を終わってまた帰国した場合、その職員は戻るか、こういう点について具体的に御

説明いただきたい。

○政府委員(松島五郎君) これは、任期は一応外務省のお話では、少なくとも三年ぐらいはということになっておりますので、私どももいたしましてもその辺をめぐらしてまいりたいと思っております。なお、帰りました場合に、その職員を具体的にどういふふうにするかという問題でございますが、帰りましたならば自治省にその職員に関する限りは戻らさせていただきます。戻りましたならば、その経験を生かす意味においても現在自治省の機構の中で国際租税問題を取り扱っているところに配置をいたして、活用をいたしてまいりたいと考えております。

○伊藤頭道君 それでは、方向を変えまして、次にお伺いしたいのは、臨時行政調査会が行政改革に関する意見を昨年九月にまとめて各省庁等に出しておるわけですね。この行政改革に関する意見を受けとめた各省庁等においては、またそれに対する意見を出しておるわけですか。

〔委員長退席、理事栗原祐君着席〕
そこで、このことについてまずお伺いしたいのは、この臨時行政調査会が、かつてない大きな規模で、しかも長期間相当の国費を費やして慎重検討して昨年九月意見をまとめて報告しておるわけですか。この臨時行政調査会の報告に対して、自治大臣としては一体どのような態度をとっておられるのか、基本的な考え方についてまずお伺いしたいと思っております。

○國務大臣(吉武恵市君) 御指摘になりました臨時行政調査会の答申につきましては、自治省はもちろんのこと、政府といたしましては、できるだけその趣旨を尊重していきたい、こういうことではございません。

○伊藤頭道君 それでは各項にわたって、以下若干お伺いしたいと思うのですが、これは具体的な問題になります。いわゆる財政局調査課の事務と他の調査事務を統合すること、こういう趣旨の臨時行政調査会は報告しておるわけですね。これに対して、自治省は賛成はしていないわけですか。

検討を要するということの態度をとっておるわけですね。これは現在の自民党内閣が歴代、行政の簡素化とか民主化、あるいは効率化、合理化、こういうことを柱として強調してきたことは御承知のとおりです。こういう観点から臨時行政調査会が、先ほども申し上げたように、かつてない大きな規模で、長い期間を要して、しかも相当の国費を費やして、慎重審議して、その結果をまとめて行政改革に関する意見として各官庁に勧告したわけでありますので、いま大臣の基本的な態度を伺っても、極力尊重したいということであるわけですね。まあ行政の簡素化のそういう観点から、財政局調査課の事務と他の調査事務を統合してしまふべきだ、そういう意味の勧告がなされたわけですね。これは行政の簡素化、効率化という点から見ても、これは統合してしまふべきだと考えられるわけですね。これに賛成しないで、検討を要するということ御回答があるのは一体どういうわけか、その意味をひとつ説明していただきたい。

○政府委員(松島五郎君) たいまの御指摘のございました、財政局の調査課と、自治省の所管しておりますその他の調査事務とを統合する問題につきましては、たいまいろいろ検討いたしておる段階でございます。現在財政局の調査が、最近特に地方財政の問題が非常にいろいろ問題がございまして、地方財政の白書の編さんでありますとか、地方団体の財政状況の調査でありますとか、自治省の調査しております事項の非常に大きな部分がこの財政関係にあります関係上、財政局に調査課を特に設けてまして、その方面の仕事を担当させているわけでございます。もちろん、ほかの仕事も調査事務を統合するという行き方も必要かと考えまして、検討いたしているわけでございますけれども、たいまのところは、何と申しましても自治省の行なっております調査統計事務の大部分がこの財政関係の仕事にあります関係上、その辺の調整をどうはかっていたらいいかということについてなお検討を要すべき点がございまして、せっかく調査会の御答申でございますので、

検討いたしている段階でございます。○伊藤道君 なお問題を進めますと、政府関係機関等の運営についての意見、こういう項の中で、自律的運営能力を有する法人についての勧告があるわけですね。で、この法人についての勧告に対して、自治省はこの臨時行政調査会の改革意見に対して反対しておるわけですね。反対する以上、何か理由がなければならぬわけですね。いかなる理由でこの法人についての勧告に対して反対しておるのか、この点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(松島五郎君) 臨時行政調査会の公社公団等の改革に関する意見のうちで、官庁と人事交流を行なわなければならないという点があるという御意見に対して、自治省といたしまして、たいま御指摘のございました、いわば反対のような意見を出しておるわけでございます。私も、一般的に公社公団全部について反対をするものではございませんで、自治省に直接関係ございまして公営企業金融公庫について申しているわけでございます。公営企業金融公庫はきわめて小さな組織でございますので、職員を独自に採用をもちろんいたしておりますけれども、それだけでいくということになりますと、やはり職員の採用の上においてもなかなか適切な人材が得られないという悩みを公庫自身が持っておられますので、そういう意味で画一的に、およそ公社公団との人事交流は一切いかにということではなくて、やはりその公社公団の実態に応じて考えられるべきではなからうか。そういう意味では公営企業金融公庫のような非常に小さな組織についてはやはり考慮していただくほうが適當ではなからうか、こういう意味でございます。

○政府委員(佐久間道君) 内閣府に置くことにつきまして、全面的に反対をいたすわけではございませんが、内閣府そのものの性格、機能につきましてはいろいろな問題があるように存じますので、この機構自体の問題といたしましては、総合開発庁は、国と地方公共団体との連絡を密にいたしまして、相協力してこの総合開発を進めていくことが適當でございます。現実の進め方を考えてみますと、ブランチングは国の段階において総合的に考えることが必要でございます。けれども、事業の実施につきましては、部分的には直轄工事もございしますが、主としては、この地方公共団体が主体になってその事業を実施していく、そういうたてまえをとりますか、かような考え方に立ちまして、総合開発庁を自治省に置くということが適當ではなからうかという意見を提案をいたした次第でございます。

○伊藤道君 幾つか具体的な問題をあげてお伺いしたわけですが、以上の問題点をひとつまとめてみると、こういうことが言えると思っております。自治省としては、臨時行政調査会の行政改革に関する意見のうち、まず、自治省、自分の省にわゆる自治省にとつて、いわゆるものを統合廃止するとかあるいは他省にその機関を移行するとか——いわゆる自治省にとつて有利と考えられる問題には賛成であつて、整理統合縮小と、こういう自治省にとつて一見不利と考えられるような問題については、反対と、こういう傾向は、この二、三の問題から察知されるわけですが、これでは行政改革などという大事業はとうてい期待できないと思つておるわけですね。これはいま自治省設置法についてお伺いしておるから、自治省についてこういうことが言えるわけですね。これは各省庁のなか等で自治省だけが特別にこういう傾向にあるということではなくして、各省庁ともみんな自分の省に都合のいい組織の拡大強化ということには賛成しておる。膨大な資料がここにありまして、それを調

べてみると、いま私が言っておるように自省の拡大についてはみな賛成が多い。自分の省のある機関を他省に移すというような問題についてはあげて反対しておるわけですね。こういうことは、こういう膨大な数を統計をとつてみると言えらるわけですね。これでは先ほども申し上げたように、かつてない大きな規模で、しかも期限まで延長して——当内閣委員会で期限延長の法案を出した期限をさらに延長して、長い間慎重審議して出たその結論に対して、各省庁がみんなそういうかつてはらばらな考え方を持っておるわけですね。この統計からそういうことが言えるわけですね。反対の項だけ拾つてみると、みんな自省に不利だと思われらるほうには反対だ。こういうことでは、せっかくの臨時行政調査会がひとつ抜本的に行政改革に乗り出すというところに対して、とうていこれは行政改革などは期待できない。こういう問題がわずかに二、三の問題からも察知できるわけですね。これはきわめて遺憾だと思つておるわけです。しかしながら、その当時の池田内閣も、これを受け継いだ佐藤内閣も臨時行政調査会の行政改革に関する意見は尊重するという態度を持ち続けてきておるわけですね。自治省大臣も同じように、基本的には尊重するという基本的態度の先ほど説明があつたわけですね。こういうことと、さて今度は具体的な問題になると、いま私は繰り返して申し上げたように、みんなそういう不利と思われる問題は反対という、そういうして検討を要するといふ、これが非常に多いのです。それをよく読んでみると、反対の方向で検討を要するとなつておる。で、ただはつきり反対というところもかどが立つたもので、えんきよく反対しておるものが要検討だ。これは内容も察知できるわけですね。これではなかなかもって行政改革の実現などは期待したいと思つたわけですが、これは非常に大事な問題であるので、これに対する大臣のお考えをひとつ明らかにしていただきたいと思つておる。

べてみると、いま私が言っておるように自省の拡大についてはみな賛成が多い。自分の省のある機関を他省に移すというような問題についてはあげて反対しておるわけですね。こういうことは、こういう膨大な数を統計をとつてみると言えらるわけですね。これでは先ほども申し上げたように、かつてない大きな規模で、しかも期限まで延長して——当内閣委員会で期限延長の法案を出した期限をさらに延長して、長い間慎重審議して出たその結論に対して、各省庁がみんなそういうかつてはらばらな考え方を持っておるわけですね。この統計からそういうことが言えるわけですね。反対の項だけ拾つてみると、みんな自省に不利だと思われらるほうには反対だ。こういうことでは、せっかくの臨時行政調査会がひとつ抜本的に行政改革に乗り出すというところに対して、とうていこれは行政改革などは期待できない。こういう問題がわずかに二、三の問題からも察知できるわけですね。これはきわめて遺憾だと思つておるわけです。しかしながら、その当時の池田内閣も、これを受け継いだ佐藤内閣も臨時行政調査会の行政改革に関する意見は尊重するという態度を持ち続けてきておるわけですね。自治省大臣も同じように、基本的には尊重するという基本的態度の先ほど説明があつたわけですね。こういうことと、さて今度は具体的な問題になると、いま私は繰り返して申し上げたように、みんなそういう不利と思われる問題は反対という、そういうして検討を要するといふ、これが非常に多いのです。それをよく読んでみると、反対の方向で検討を要するとなつておる。で、ただはつきり反対というところもかどが立つたもので、えんきよく反対しておるものが要検討だ。これは内容も察知できるわけですね。これではなかなかもって行政改革の実現などは期待したいと思つたわけですが、これは非常に大事な問題であるので、これに対する大臣のお考えをひとつ明らかにしていただきたいと思つておる。

○伊藤道君 重ねてお伺いいたしますけれども、この総合開発庁を内閣の府に設置することには反対するんじゃないけれども、現時点に立って諸般の情勢を考えると、なお自治省に存置するのが適当であるということであれば、さらに検討を要するということなら理解できるのですがね。なおまっとうから内閣の府に開発庁を設置することは反対だとおっしゃれば話は別ですけども、反対はしないのだけれども、現時点ではなお自治省に存置することが適当だということならさらに検討をする必要があるわけですね。内閣の府に設置するのでもいいの、自治省にも設置したいということであれば、これははっきり反対か賛成かということが言いかねるわけですから、そういうときにこそ要検討という項目は出てくるんじゃないですか。しかし、自治省の場合は明確に反対と打ち出しておるわけですね。だからどうも論旨が合わないとおっしゃるわけですね。趣旨が通らないということをおっしゃるわけですね。こういうところにはそれこそ要検討とおっしゃれば話はわかる。明確に公文には反対と出しておる。

○國務大臣(吉武武市君) お話しのように詰めてこられますとそれとおりでございますが、先ほど来申し上げるように、熱意を持っておる、また、そのことがいいと実は考えております。しかし、全体の御意見で内閣に移したほうがいいとおっしゃれば私は反対はしません、こういうふうにとつとつ……。それじゃ熱意を持ち希望するならば何も遠慮しないで堂々と主張したらということも言えますけれども、これはまああまりそういうことによつて争うというべきものじゃない、こういうことのようにひとつ御了解願いたい。私は事務当局と別にこれを打ち合わせしたわけじゃございませんけれども、自治省というものは地方を何とかしてひとつ開発したい、そうして今日大きくつつある地域格差の是正を何とかして進めていきたいという実は切実に迫られておるわけでありまして、仕事というものはそういう切実に迫られたところにおいて初めて実つてい

く、内閣に置いたらそれが実らないというところや、ことばが過ぎるかもしれないけれども、仕事というものはそういうものじゃないかという感じを私はいたしておるわけでございます。希望するということに申しておる次第でございます。

○理事(栗原祐幸君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言もなければ、本案の質疑は本日この程度にとどめます。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後は二時再開することとして、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後二時四十六分開会

○委員(柴田栄君) これより内閣委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、塩見俊二君が委員を辞任され、その補欠として田中清一君が選任されました。

○委員(柴田栄君) 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に続き、これより質疑を行ないます。政府側からは、赤城農林大臣、中西官房長、太田大臣官房予算課長、久宗農林経済局長、昌谷農政局長、林田園芸局長、松岡水産庁長官が出席いたしております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤道君 前回に引き続いて、二、三お伺いしたいと思っておりますが、その前に、前回お伺いいたしました地域農政懇談会を法制化するか、あるいは必要があれば廃止する、こういう問題に対して大臣は、行管とも御相談の上次回までに態度を御決定になるということでございますので、この機会にひとつどのような態度に御決定になったか、まづもつてお伺いしておきたいと思っております。

○國務大臣(赤城宗徳君) 地域農政懇談会につきましては、過日御質問をいただき、これに對しまして私の考えを申し上げたとおりであります。

地方農政局に関する事項について、そのつどのテーマを中心に、適当な人々に集まっていた意見を交換するといつても、これらの会合を、地域農政懇談会という制度にしていくということになりまして、御指摘のような危惧を生ずる面もありますので、きわめて早い機会に、このような制度を廃止する方向で処理したいと、こう思っております。

○伊藤道君 それでは地域農政懇談会に対する大臣の明確な答弁がございましたので、その問題は了解いたします。

次にお伺いしたいと思います。時間の関係もございまして、私が調べた農業収入とか農業支出、農業所得、家計支出、差し引き赤字、こういうような、これは農林省自体の発表になった統計によるわけですね。時間の関係で数字はあえて申し上げませんが、この表をよく検討して見ますと、こういうことが言えるわけですね。農業所得では三十八年については、家計費のわずかな割程度、三十九年については四割程度しかまかなうことができないという結論になっているわけですね。そうだとすると、農民は生活できないという結論になりますから、三割や四割じゃどうにもならないわけですね。生計費の三割、四割では、この前もお伺いいたしましたように、農業以外のどこかで働かなければならない。そうして所得を何とか補給しなければならぬ。これがいわゆる兼業農家ということになるかと思うんですね。そこでそういう方が多いから兼業農家が非常に多いという結論になるわけですね。このことに対して農林省としてはこれはゆゆしい問題だと思っておりますが、どのように把握されて、どのように対策をとろうとなさるのか。そういう大方針について、ここでは大綱でけっこうです。そういうものをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 兼業農家の中でも農業というものがほとんど副業といえますか、主たる職業がほかのほうにあるということと兼業の農家もあると思っております。こういうものがはたして農業

としての範疇に入れていかどうかという問題は別といたしまして、農業者といえますか、ことに一般農業におきましても、収入に比較して支出が相当ふえております。でありますので、所得の面からいいますならば、兼業農家というものはこれはやむを得ざるものといえますか、所得を得るには必要なことだと、こう思います。しかし、農業本来からいいますならば、国民の食糧をまかなつていく農業、農作物の生産に当たつていふことには適当ではないと、こう考えておりますので、そういう面から考えますならば、私どもは自立経営農家、経営面積も相当なものであり、あるいはまた、所得も他の産業にたよらないでやつていけるというような自立農家がより多く育成されることを期待し、また、その方向にいろいろ施策を講じておるわけでございます。しかしながら、いまの実態所得の面、所得を得るといふ面から、兼業農家ということも当然増加しております。こういうものを農業面から見ますならば、いわゆる所得は所得で所得を得られるような、速くで所得を得るといふよりは、近接したところで他産業からの所得をとるような地方開発というふうなことを進めていきたい。また現に進めております。同時に、農業面から見れば、やはり農業の生産性を維持していかなければなりません。そういう面ではやはり協業といえますか、協同、特に人手も不足しておるのでございまして、それから、そういう人手にとりましては、人手不足を克服する意味におきまして、大型機械等を導入して、そのもので労働の作業を進めていく、そういう意味で農業の方向をやっていってほしいと、こういうことで、それぞれの対策を講じておるわけでございます。

○伊藤道君 そこで経営規模が小さな関係で、繰り返し申し上げるように、農業所得が家計費の三割とか四割、これではどうにもならないから兼業をやるといふこと、これに比較して経営規模が比較的大きい農家は、兼業をやらぬで、いわゆる専業農家として運営に当たつておるわけですね。

この兼業農家と専業農家を、二つだけ比較してみると、専業農家の一人当たりの所得も、家計費も、兼業農家のそれに比較して少ないということがわかるわけですね。ということは、専業農家もまことに生活が苦しい。むしろ兼業農家よりはさらに苦しい、そういうことが数字から当然出てくることになるわけなんです。こういうことに対して、ただ兼業さえやれば、農家は何かやっていると、ただ兼業さえやれば、農家は何かやっていると、ただ兼業さえやれば、農家は何かやっていると、ただ兼業さえやれば、農家は何かやっていると、

○国務大臣(赤城宗徳君) 専業農家が兼業農家よりも所得が少ないという御指摘でございますが、専業農家の中でも、一町五反以上の農家等におきましては、生活水準の比較等をとって見ましても、一般的には七〇％以上の程度でございますが、一町五反以上の農家は、他の産業、それも近接地帯、都立というところでなくて、同じような環境にいる人、給与を得ている人との比較から言いまするといふと、九〇％以上ということでございます。低い、こういうことにはなっておらぬと思っております。農業面から見ますならば、先ほど申し上げましたように、何といたしましては国民の食糧をまかなっていく立場でございますから、農業の生産性が高い自立経営農家が多くの育成されることを希望されるわけがございます。そういう意味によりまして、先ほどから申し上げておりますように、所得の面におきましても、あるいは生産性の面におきましても、自立経営的農家のほうが、何と

いいますか、国家に対しましては、全国民に対しても望ましい姿だ、こう思います。兼業農家をどうするかという点につきましては、先ほど申し上げたような次第でございます。ただ、自立経営農家というのを申し上げても、ただ経営面積だけで自立経営農家を定義するということはいかかかと思ひます。たとえば都市近郊の農家等におきましては、耕地面積は小さくても、集約的農業が営める。たとえば花にしても、野菜にいたしましても、あるいは養鶏にいたしましても、経営面積

が小さくてもやっていると、いけるというようにもありませんので、一がい土地の面積、耕地面積ばかりをきちんとして、定義するわけにはいきませんけれども、そういうような選択的拡大、あるいは適地適作というように所得を得させる方法、同時に価格政策等もありますから、その価格政策等の裏づけもあって、そして所得を安定させる方向へ持っていくべきだ、こう考えております。

○伊藤道雄君 いろいろ対策があるかと思うのですが、農業の近代化というところが、最近の近代化に立ちおくれたために、どうも国内では生活が成り立たぬということ、海外農業移住の方向へ走る人も相当多かるうと思つて、そこでつまずり移住状況とか、その移住後の生活状況、こういうことの概況でけつこうですが、そういうものをひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(長谷幸吉君) 海外移住のことでございますが、もとより移住なさる方の中には、こちらで農業をやっておられる方、それから向うへ行つてから農業をおやりになる方が大部分の数を占めておりますけれども、しかしながら、農業外のいわゆる技術移民といったような方々も最近はかなりふえておりますので、それら総体につきまして、御承知のように、外務省あるいは移住事業団体といったところが、外国の事情その他も御調査の上、移住の全体のめんどろを見ておられますが、私どもとしては、沿革的にも、また先ほど申しましたように、移住者の大部分が農業移住であるといつたような関係で、特に移住につきましては関心をもち、また、農業団体等の御協力を得て促進をはかっている次第であります。いわば広い意味の構造改善の一環にならぬものというような形で、出ていられる方々の援助といったようなことを骨折っております。古く戦前のことは別といたしまして、戦後国交が回復いたしましたから、つまり、昭和二十七年以降と申し上げて大体よろうかと思ひますが、それ以降、海外に移住といったような形で出られた方々は、農業関係その他全

部を含めると、おおよね十三万人程度というふう聞いております。そのうち、約五万七千、六万人が中南米に対する移住でございます。昭和三十一年が大体戦後のピークと言われておりますが、約一万人程度が出たわけですね。その後国内の経済情勢あるいは雇用情勢が、急速に、何と申しますか、高度成長等の影響で、堅調と申しますか、あるいは非常に順調と申しますか、労働力不足現象が国内に起こつてまいりましたので、その後海外移住者の数は逐年減つております。昨年あたりは、大体一年間に千名程度出たというふうな実績でございますが、しかし、いづれにいたしましても、戦後三十八年までに、おおよね先ほど申しましたような数で、南米約五万七千人、そのうちさらにブラジル国へ移りました者が四万六千人というふうな結果になっております。なお、昭和三十五年の国勢調査の時点で調べましたところによりまして、南北両アメリカの在留同胞の大体推定数は約百万人というふうになっておりまして、そのうちの約半数がブラジル、それから四割程度がハワイを含めました米国のというような状況でございます。

大体以上が戦後の移住が再開されたことからの状況でございます。移住事業団が、移住事業団が直轄の移住地あるいは相手国から集团的に提供を受けました移住地を中心に最近では移住要請が行なわれておるわけでございます。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、開放経済への移行に伴つて、外国からいろいろの要請があると思ひます。たとえば農産物の輸入制限の撤廃あるいは輸入ワタの拡大とか関税の引き下げ、こういうふうないろいろな要請がきておらうと思つて、現在の時点に立つて、実情はどうなつておるか、こういう問題について概要を御説明いただきたい。

○政府委員(久宗高君) 最近農産物の輸出国並びに後進国から農産物の輸入の増大につきましての要請が非常に強くなつてまつておるわけでありまして、御承知のように、ガットにおきます例の、ケネ

ディラウンドの問題をはじめいたしました。また、南北問題という形で昨年ジュネーブで相当論議を呼びました会合にいたしました。もう一連の要請のあらわれというふうな考へております。一昨年五月ジュネーブでガットの大任会議が行なわれまして、その際に合意を見たケネディラウンドの関係でございますが、工業製品につきましては、昨年の十一月に、ケネディラウンドに乗らないもの、いわば例外品目を各国が持ち寄りまして、一応軌道に乗つて交渉が進められておるわけでありまして、

農産物につきましてはどういふ形で交渉をいたしますか、交渉のしかたにつきましては非常にむずかしい問題でございますので、特に米国とEECの間で交渉のしかたについての意見が非常に食い違ひまして、なかなか軌道に乗つておらないわけでありまして、最近に至りまして、――まだ交渉のこまかいルールにつきましては固まつておりませんけれども、いわば簡単に申しますと、ルールなしに持ち寄りまして、事実上話を再開しようじやないかという動きが見られます。現在わかつておりますスケジュールといたしましては、五月以降にさような持ち寄りをいたしました。少なくとも穀物については、話し合いをもう少し実質的に進めていこうじやないか、こういうことに経過的にはなつております。しかしながら、御承知のように、今日まで経過してまいりましたのも、EECとアメリカを中心とした旧輸出国との間に意見の食い違ひがありまして、なかなか軌道に乗りにくいものではないかというふうに見えております。

それから後進国関係でございますが、ガットにおきましても、一部の後進国から、いわゆる南北問題のはしりというふうなことでいろいろ議論が出ておつたわけでありまして、一番顕著にあらわれました動向といたしましては、特に数年来引き続きました後進国関係の産品が交易条件が非常に悪いそのために、開発が非常におくれるというふうな関係もあらまして、そういうものが固まりま

して、昨年のジュネーブ会議になったわけであり
ます。これはガットに対します一つの批判と申し
ますか、従来先進国のクラブのような感じであり
ましたもので、必ずしも後進国の意向を十分そんた
くしないという感じが非常に強い形であらわれま
して、ジュネーブ会議になってきたわけでありま
す。その後ガットを中心としたしまして、先進国
にもこういう問題の処理をおるそかにできないと
いうことで新しくガットの規定の中に、後進国産
品につきましても扱いにつきましても新しい章を
加えまして、従来はガットの条文の中にたった一
条しかなかったわけでありまして、新たに三条を
それに加えまして新しい章を入れようというわけ
か、しかもそれは各国の批准を得ますのに相当時
間がかかるわけでありまして、大体話がついたと
ころで実行していきようがないかという宣言をし
ようというふうな動きがこの二月にございまし
て、そういうものが動き出しておるわけございま
す。ただ後進国のほうでは、必ずしもそういう
先進国側の動きに十分満足しておりませんで、昨
年のジュネーブにおきます盛り上がり、そのま
まさらに押しまくろうという感じが非常に強うご
ざいまして、現在アメリカにおきまして、昨年の
ジュネーブ会議のその後の進捗状態につきまし
て、討議が行なわれておるわけでありまして、先
進国側におきましては、ジュネーブでございまし
たことを今後どうやっていくかというスケジュー
ルを検討しようという形で臨んでおります。後進国
側ではもう少し実質的にジュネーブ会議以後各国
がどういふことをやったのか吟味しようという形
で、これが対立しながら、現在会議が続いておる
というふうな状況であります。全体といたしまし
てさような情勢下でございまして、各国関係か
ら輸入の量の拡大につきましても要請がいろいろ
な形で出てきておるわけでございますが、私ども
といたしましては、繰り返し申し上げております
ように、国内の農業の国際的に見た立ちおくれが
ございまして、さような体制の強化と関連しな
がら、影響のできるだけ少ない形で処理をした

い、こう考えておるわけでございます。
○伊藤頭道君 いま南北問題についての指摘が
あったわけですが、世界農産物貿易で、いま御指摘
のあった低関税国の輸出振興をめぐっていわゆる
南北問題が起きておるわけですが、この南北問題
について、現状をいま一部御説明ありましたが、
将来の展望ということについてはどうなんでしょう
か。
○政府委員(久宗高君) たいへん広範な問題にな
るわけでありまして、全体としてのジュネーブ会
議以後の扱いといたしましては、やはり南北問題
の取り上げ方が、従来ガットあたりでも非常に十
分じゅうなかつたということで、先ほど申しました
ように、ガットでも新しい章を設けて南北問題に
本格的に取り組み体制をとっておるわけですが、ま
た一方、後進国側におきましても、ジュネーブ会
議では少し言いつのりまして行き過ぎがございま
したために、いわば先進国側を逆に少し固めてし
まう結果になりました。そのあとの処置を国連を
通じましてどうやるかがいまは問題になってい
るわけでございます。日本の側から申しますと、
御承知のとおり、わがほうの経済の体制から申し
まして、後進国、特に東南アジアに対しまして貿易
の依存度が、つまり輸出面の依存度が非常に強い
わけでございますので、国ごとに見ますと、相当
輸出入のアンバランスが目立つわけでございます
で、したがって、各国とも輸入のアンパラン
スを回復する意味におきまして、第一次産品を
買ってくれという御要求が非常に強いわけござ
います。しかしながら、御承知のとおり、そのお
なるものの中には、直接にもあるいは間接にも日
本側におきます生産体制と直接適合するものがご
ざいまして、必ずしも貿易のギャップをそのまま
埋める形で協力のできにくいものが相当あるわけ
でございます。したがって、必ずしも全面的
な受け入れができていくわけでございますが、
貿易のわが国の構造から考えましても、また単
なる経済問題以外の問題もございまして、やはり
この問題につきましては前向きに取り組みが必要が

ある。しかしながら、いきなりそれにつきまして
輸入のワクを拡大するというようなことになりま
すと、相当影響する品目もございまして、これ
は品目ごとに慎重な検討が要るのではないかと
いうふうな考えでおるわけでございます。
○伊藤頭道君 次に方向を変えて、大宮種畜牧場
についての提案理由の説明を承ったわけですが、
この大宮種畜牧場の移転理由は一体どういふこと
なのか、移転先の状況、さらには事業内容、予算、
こういう具体的問題について概要を御説明いた
だきたい。
○説明員(吉岡茂君) 大宮の種畜牧場の移転につ
いて説明いたします。
現在大宮の種畜牧場は、鶏千八百ほどおるわけ
でございますが、御承知のように、養鶏業の将来
の振興というものを考えますと国内の採卵鶏の品
種改良ということが非常に大事なわけございま
すが、千八百の種畜牧場でございますので、これ
を将来の規模といたしましては一万一千くらいに
拡張したい、こういうふうに考えておるわけ
でございます。そうしますと、現在の大宮の種畜
牧場は約二十町歩ほどの面積でございます。それ
からもう一つ周囲が漸次宅地ないし工場化して
くる、そういうような環境条件もよくない、一方に
おいては面積もむしろ狭過ぎる、そういうような
ことを考えまして、現在福島県白河市十三原にあ
ります約百町歩くらいの福島種畜牧場の一部に移
転をいたしまして規模を拡大してやってみたい
い、そういうふうに考えております。移転の準備
は三十九年から始まりまして四十年で一応現地に
移転し、四十一年度で一億くらいの経費をつけま
して整備を完了したい、そういうふうに考え
ておるわけでございます。

ておりますが、これは将来の展望に立って一体ど
うなのか、大体需給体制というものは立てられな
いものか、こういう問題を含めてお答えいただき
たい。
○説明員(吉岡茂君) 現在採卵鶏につきましては
一億二千万くらい飼養されておるわけございま
す。そして鶏卵も産卵量、トン数にして三十九年度
について見ますと約百万トン近い卵が生産されて
おるわけでございますが、需給の関係につきまし
ては、最近の状況を申し上げますと、需要とい
うものも相当程度充足せられてきておる。ここ四、
五年間の需要の伸びを見てみましても、大体前年
比で一〇%くらいの伸びであったわけございま
すが、昨年あたりから四%ないし五%、要する
に一〇%の伸びと、そういうようなことに漸
次需要の伸びが鈍化をしておる、そういう状況で
ございます。
それから飼料の関係について申し上げますと、
これは現在輸入濃厚飼料は数量にして三十九年度
で大体五百四十万トンくらいであろうと推測され
るわけでございます。そうしてこの輸入濃厚飼料
と国内産の濃厚飼料との比率を見ますと、約四六
%くらいが輸入によつてまかなわれておる、そう
いうような状況でございます。そして輸入飼料の
中、大半は配合用、特に鶏の配合飼料に一番大き
く使われるトウモロコシとマイロでございます。ま
して、三十九年度の数字をとってみますと、トウモ
ロコシが三百万トン、マイロが九十万トン、両方
で約四百四十万トンくらいの数字になっております。
それで配合飼料の使用の状況を見ますと、約
七百万トン近い配合飼料が生産されておるわけ
でございますが、そのうちの七五%が養鶏用に使わ
れておる、こういうふうな状況でございます。そ
うして将来の需給の趨勢を見ますと、トウモ
ロコシについてはまだ相当程度供給の余力はある
のではないかと、そういうふうに考えられておる
ます。今年の一月の中旬ころからアメリカの港湾ス
トライキがありまして、一時需給について危ぶま
れておりましたわけでありまして、全購連等の早

る。しかしながら、いきなりそれにつきまして
輸入のワクを拡大するというようなことになりま
すと、相当影響する品目もございまして、これ
は品目ごとに慎重な検討が要るのではないかと
いうふうな考えでおるわけでございます。
○伊藤頭道君 次に方向を変えて、大宮種畜牧場
についての提案理由の説明を承ったわけですが、
この大宮種畜牧場の移転理由は一体どういふこと
なのか、移転先の状況、さらには事業内容、予算、
こういう具体的問題について概要を御説明いた
だきたい。
○説明員(吉岡茂君) 大宮の種畜牧場の移転につ
いて説明いたします。
現在大宮の種畜牧場は、鶏千八百ほどおるわけ
でございますが、御承知のように、養鶏業の将来
の振興というものを考えますと国内の採卵鶏の品
種改良というものが非常に大事なわけございま
すが、千八百の種畜牧場でございますので、これ
を将来の規模といたしましては一万一千くらいに
拡張したい、こういうふうに考えておるわけ
でございます。そうしますと、現在の大宮の種畜
牧場は約二十町歩ほどの面積でございます。それ
からもう一つ周囲が漸次宅地ないし工場化して
くる、そういうような環境条件もよくない、一方に
おいては面積もむしろ狭過ぎる、そういうような
ことを考えまして、現在福島県白河市十三原にあ
ります約百町歩くらいの福島種畜牧場の一部に移
転をいたしまして規模を拡大してやってみたい
い、そういうふうに考えております。移転の準備
は三十九年から始まりまして四十年で一応現地に
移転し、四十一年度で一億くらいの経費をつけま
して整備を完了したい、そういうふうに考え
ておるわけでございます。

期の手当て、そういう問題もありまして、また、一部には太平洋岸からの輸出、そういうものもございまして、配合飼料全体の需給の状況はそう大きな混乱はなかったのではないかと。そうしてむしろ四月ないし五月には船が相当程度到着するというので、これは将来としては安定的に推移していく、そういうように考えておるわけでございませぬ。

○伊藤道君 私の出身地は養鶏農家が多いのですが、いろいろの事情を承つてみると、最近養鶏が非常に盛んになってきて、供給のほうは相当出ている。したがって、単価が下がつておる。しかし一方、飼料は不足しておるくらいですから相当高くなつておる。高い飼料で養鶏して手間も出ないというふうなだいたひ悲観的な展望に立つて実情を訴えられておるわけでありませぬけれども、この点は最近はどうなつておる。また、将来の展望に立つた場合、これはむしろ需給の関係あるいは飼料とも関係してくるわけですが、需給と飼料との関係で将来の展望は一体どうなるのかということをおひつ明確にしたいと思ひます。

○説明員(吉岡茂君) 三十八年度におきまして鶏卵の価格がわりあい高かつたわけでございませぬ。その結果といたしまして、三十八年の後半から三十九年にかけて鶏の羽数が非常にふえた、そういうこととそれから鶏の飼養管理技術が進んだ、そういうこと、多頭飼育というものが進んだ、そういうものとも関連いたしまして、卵の生産量が三十九年から非常にふえてきた。それと同時に、需要の伸びというものが従来のような対前年比一〇％ないし一二％というふうな伸びが昨年あたりから鈍化してきた。そういうものと関連いたしまして、昨年の夏ごろから鶏卵価格が百六十円前後に低迷してきたわけでございませぬ。したがって、農林省といたしましては、昨年夏と秋と二回、基準価格というものを告示をいたしたわけでございませぬ。ことしに入りまして最近また百六十円前後になつておるかと。

うこととございませぬが、昨年の秋ごろからの鶏の羽数が非常に調整されてきて、ことしの下半期になりまして、鶏卵価格は相当程度回復するのではなからうか、そういうふうに考えておるわけでございませぬ。

それからもう一つ、えさの価格の関係でございますが、今年の一月の中旬になりまして、トウモロコシ、マイロ等の——これは世界的条件でございまして——世界的な需給の関係、特にアメリカにおきます干ばつそれから作付面積の減少というものがございまして、トウモロコシの供給量が若干減つた、そういうことで、原料について見ますと、約四〇％ぐらいの値上がりをしたわけでございませぬ。それにつれて配合飼料もトウモロコシ五百円ないし千円、パーセンテージにしまして三〇％、二・八％ぐらいだと記憶しておりますが、そういうように上がつてきたわけでございませぬ。御承知のように、鶏卵価格の生産費を見ますと、えさの代金が六割を占むというふうなことでございませぬ。で、将来におきまして、えさが安定的に供給されるということが養鶏の生産というものを考える場合に一番大きな問題であるかと思つておるわけでございませぬ。そこで、政府といたしましては四十年度からは新たにトウモロコシについても十五万トンの調整保管をするというふうなことも講じて、濃厚飼料の輸入については確保をいたしまして、そういうふうに考えておるわけでございませぬ。

○伊藤道君 次に、お伺いしたいのは、畜産物の需要の増大ということ、いわゆる農家生業といたしまして、これの経営の多角化、こういうことは時代の要請であるといわれておるわけですから、日本の現状では遺憾ながらまだこの要請には即応してないと思つておるのです。

そこで特に伺いたいのは、畜産振興についてどのような施策を持っておられるのか、こういうことについて問題をしばつて御説明いただきたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 畜産につきましても一般と同じように多頭飼育といひませぬが、いま酪農等は平均三頭でございませぬ。そういう面から見まして、多頭飼育の方向に持つていきたい、こう考えておるのです。

それから畜産については、何としてもいまお話しがありましたように、飼料でございませぬが、輸入飼料等に依存しておる面が非常にウエートが多いのでございませぬ。それで、これはやはり自給飼料の面のウエートを高めていかなければならぬ、ということ、酪農等につきましては大々的な草地造成、こういうふうな面で自給飼料でまかなつていきたい。また、濃厚飼料等につきましても、裏作の放棄が非常にふえておる。この裏作の放棄を解消するという意味におきまして、農協等に大型機械等を導入して、そうして飼料としての麦類等を増産していく方向へ持つて、できるだけ自給飼料でまかなつていきたい。

それから畜産物の価格の面が一面においてございませぬが、卵もそうでございませぬが、卵なども非常に下落するという傾向であります。ならば、自主調整といひませぬが、自主価格、これに対して助成等もいたして、数量の調整をしていく。それからまた、牛乳等につきましても、価格も間接的支持をいたしておりませぬけれども、直接に不足払い的なもので価格支持をしていく。こういう価格政策等も併用してまいりますか、あわせ行なつて畜産振興に寄与したい。ただ生産と需要との調整等も十分考へていかなければならぬ、こう考えておるのです。

○伊藤道君 大臣はこれから、三時半を目途に農水のほうの委員会に御出席のようでございますので、次に農林予算について大綱お伺いしようと思ひましたが、詳細伺えませぬので、最初一点だけこの予算についてお伺いして、本日の私の質問は終わつておきたいと思ひますが、ことしの農林関係の一般会計予算の総額は三千六百九十九億であつて、昨年の当初予算よりも三百三十九億の増額だ。前年度に比して一〇・一％の伸びとなつておる、こういうことで、赤城農林大臣も九分どお

りともではないかなくても、八分どおり要求は通つたと、こういうふうな言われておるようですが、この予算に対する農林大臣としてのお考えを、まず基本的な問題ですからお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) いまお話しのように、農林予算総額といたしましては一〇・一％の伸びでございますので、私といたしましては満足をおぼえておるわけではございませぬ。三千七百億、大体のようではございませぬが、これは総予算額の一〇・一％で、先ほどの申し上げたことを訂正しておきます。十分だといふような気持ちはありません。ただ予算編成上変動要因の多い食糧管理特別会計繰り入れ、農業近代化助成資金の繰り入れ、災害復旧等の経費、こういう経費を控除した予算規模で比較いたしますと、農林関係予算の国の総予算に占める割合は前年度の六・六％から、昭和四十年には七・七％と増加している。いいというわけではありませぬが、そういうふうな見方をいたしておるわけでありませぬ。そこで、予算編成にあたりまして、当時申し上げましたように、農林漁業の生産基盤の整備、これに相当力を入れて千二百九十九億、これは前年度の予算よりも相当増しております。第二には、農林漁業を通ずる構造改善事業の推進、これは百八十六億円でございませぬ。第三には、自立経営農家の育成、第四には農業生産の選択的拡大、第五には、農林畜水産物の流通の合理化及び価格の安定、第六としては、試験研究体制の整備強化、技術の普及、第七としては、農業後継者の育成、確保、第八としては、農林漁業金融制度の拡充、こういう点でございますが、平面的の中から重点的に予算を相当確保していき、こういうふうなことを編成をいたしたわけであります。こういうふうな重要な経費の農林関係予算に占める割合から申上げますと、前年度が七三・三％でございませぬが、昭和四十年は七七・九％、こういうふうなことは相対力を入れて予算の御審議を願つた次第で

ごさいます。
○委員長(柴田栄君) ほかに御質疑はございませんか。——ほかに御発言もなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十四分散会

四月八日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、外務省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十七日)
- 一、恩給法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十二日)

外務省設置法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

公布の日
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

四月九日左の議案は撤回された。

- 一、旧金鵞勲章年金受給者に関する特別措置法案(衆)

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第一五二〇号)(第一五二七号)(第一五二八号)(第一五四八号)(第一五五五号)
- 一、旧軍人等に対する恩給に関する請願(第一五二六号)(第一五四七号)(第一五五一号)(第一五五四号)(第一五六四号)(第一五六五号)(第一六〇〇号)(第一六一〇号)(第一六一二号)(第一六一三号)(第一六一四号)(第一六一七号)(第一六一八号)(第一六二五号)
- 一、国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(第一五三八号)

- 一、農林省蚕糸局存置に関する請願(第一五四九号)(第一五六二号)
- 一、法務局職員の一万名増員に関する請願(第一六一二号)

第一五二〇号 昭和四十年三月二十六日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 新潟市水道町一丁目 落合欽吾外

三十八名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一五二七号 昭和四十年三月二十六日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨貴船町四四 岸

本英太郎外八百七十六名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一五二八号 昭和四十年三月二十六日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願(五通)

請願者 東京都世田谷区成城町六一 加藤

一郎外三百十五名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一五四八号 昭和四十年三月二十七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 千葉県市川市八幡町二ノ二、〇三

〇 岡山超外六十七名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一五五五号 昭和四十年三月二十九日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 三重県伊勢市辻久留町 足代義郎

外八十三名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一五二六号 昭和四十年三月二十六日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 京都府北桑田郡美山町字中 小田

正重外百二十名

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五四七号 昭和四十年三月二十七日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 茨城県那珂郡山方町大字山方六六

〇 茨城県軍恩連盟山方支部内 相

田武外五百四十九名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五五一号 昭和四十年三月二十九日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 愛知県愛知郡東郷村二二六愛知県

軍恩連合会東郷支部内 磯村悦外

百四十二名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五五四号 昭和四十年三月二十九日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 石川県金沢市田丸町二九石川県軍

恩連盟内 平棧政吉外一万六千五

百九十三名

紹介議員 林屋龜次郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五六四号 昭和四十年三月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県上田市畑山 香山祐三郎外

二千七百五十名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五六五号 昭和四十年三月三十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 青森市寺町二一 楠美知行外千八

百六十名

紹介議員 佐藤 尚武君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六〇〇号 昭和四十年三月三十一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県上高井郡小布施町大字小布

施二、四七一 飛沢巳一郎外二千

四百六十五名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六〇一号 昭和四十年三月三十一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 名古屋市中区深田町一ノ三 古屋

弘外千八名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六〇二号 昭和四十年三月三十一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(十一通)

請願者 岩手県花巻市上湯本一四 菊池

秀雄外六千九百九十二名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六一三号 昭和四十年四月一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町 小川定吉

外七百二十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六一四号 昭和四十年四月一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 愛知県知多郡横須賀町大字的場七
三愛知県軍恩連合会横須賀支部内
竹内義雄外千七百七十名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六一七号 昭和四十年四月一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 京都府相生郡精華町旧軍人関係
給権擁護連盟精華支部内 吉岡義
信外四百七十五名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六一八号 昭和四十年四月一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(七通)

請願者 奈良市高畑關御井町五六三 堀之
内新蔵外二千三百七十七名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六二五号 昭和四十年四月一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(十通)

請願者 三重県桑名郡多度町美鹿一、四七
一 石川傳一外六千五百四十六名
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五三八号 昭和四十年三月二十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

請願者 島根県浜田市松原町三九 浜本忠
雄外一名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
国家公務員に対する寒冷地手当の支給に関する法
律(昭和二十四年法律第二百号)を改正し、左記

事項の実現を図りたいとの請願。

一、第二条第四項中、職員の俸給の月額と扶養手
当の月額との合計額の百分の八十五以内で……
とあるのを、百分の百以内とする。

二、第二条第一項中、北海道に在勤する職員の寒
冷地手当の額は、定率額の外に世帯等の区分に
応じて表に定める額(石炭加給)が加算支給さ
れているが、これの増額(輸送費)の措置を講
ずること。

三、第二条第二項中、定率額の外に職員の世帯等
の区分に応じ、世帯主である職員にあつては八
千六百円とあるのを九千九百円とすること。

四、第二条第六項中、北海道及び第二項の規定に
より、内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地
に豪雪があつた場合においては、とあるのを、す
べての寒冷地に豪雪があつた場合にも、また、
二千五百円をこえない範囲内とあるのを、五千
円をこえない範囲内とすること。

五、第二条第七項中、支給し又は返納させるもの
とする、とあるのを、支給するとし、以下を削
除すること。

六、第一条中、内閣総理大臣が定める基準日は八
月三十一日となつてゐるが、これを七月十日と
すること。

七、島根県那賀郡金城村、旭町、弥栄村を五級地
に、浜田市、那賀郡国府町、三隅町を一級地に
する級地改定の勧告と、同地について第二条第
一項、同条第二項、第六項及び第七項の改定を
人事院をしてすみやかに実行させること。(各
県級地は正の表を入れること)

理由
法律第二条第四項の支給率及び級地改定につ
いては、第四十六回国会で衆参両院の附帯決議が附
されている。この実現は寒冷地積雪地帯に在勤す
る公務員関係職員が長年にわたつての強い要望で
ある。最近における防寒、防雪等の諸経費の増高
により、生活が困難なため、優秀な公務員が定着
しがたく、これが地域開発を阻害しているから、

寒冷積雪地帯の実情に即するよう改定せられたい。

第一五四九号 昭和四十年三月二十七日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 東京都港区芝田村町二ノ六社団法
人日本生糸同業協会会長 藤沢加三
郎外百三十名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一五六二号 昭和四十年三月三十日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町萩原奈良県養
蚕農業協同組合連合会会長 北森
義一外二百名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一六一二号 昭和四十年三月三十一日受理
法務局職員の一万名増員に関する請願(六通)

請願者 佐賀県三養基郡三根町大字市武
一、四二四ノ一 牛島方二外六百
九十八名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
法務局を真に国民のためのサービス機関として充
実させるとともに、職員の過重な労働条件を改善
するため、法務局職員の一万名増員を強く要求
し、すみやかに実現されたいとの請願。

理由
法務局は登記・人権・訟務・供託・戸籍と多
面にわたる業務を取り扱っており、これを処理す
る職員数は、九千九百九十五名であり、業務の質
的・量的内容に比較してこの人員はあまりに少な
すぎる。例えば、登記事務に従事する職員は約七
千五百人だが、実質的には約一万二千人の司法書士
と各司法書士のもとで働く二、三人の事務員を加
えて数万人に及ぶ人達が登記の仕事に従事してい
る。このような状態は国のサービス機関として変

則的といわざるを得ない。さらに、登記事務の上昇
率は、昭和二十六年を百とすると三十八年は実に
五百六十四に及び、一方、人員は同じく二十六年を
百としてわずかに百十九と十九パーセントの上昇を
示しているに過ぎず、このため職員一人当りの負
担率は、百から四百七十三と大変な重さになつて
いる。人権擁護事務についても同様のことがいえ
る。

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。
一 旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案
(衆)

旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案
旧勲章の年金受給者に関する特別措置法
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧勲章の年金受給者のかつ
て受けていた経済的処遇が失われ、かつ、老齡
者については生活能力が低下している状況にか
んがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措
置として一時金を給することに関して定めるも
のとする。

(一時金の受給権者)
第二条 昭和二十年十二月三十一日において旧金
鵄勲章年金令(明治二十七年勅令第百七十三
号)による年金(同令第三条の規定によるもの
を除く)を受ける権利を有していた者で次の各
号に掲げるもの(以下「旧勲章の年金受給者」と
いう)には、一時金を給する。

一 昭和三十八年四月一日において、六十歳以
上の者で日本の国籍を有していたもの
二 昭和三十八年四月一日後に六十歳に達した
者でその達した時に日本の国籍を有するもの
(一時金の額)

第三条 一時金の額は、七万円とする。
(認定)

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受

けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

(一時金を受けることができない者)

第五条 旧勲章の年金受給者で、昭和二十一年一月一日から昭和三十八年三月三十一日(第二条第二号に掲げる者については、その者が六十歳に達した日の前日)までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を給しない。

(一時金を受ける権利の受継)

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき一時金であつて、その者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に一時金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位相続人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした一時金を受ける権利の認定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

(異議申立期間)

第七条 一時金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条の期間は、その処分を通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(時効の中断)

第八条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(時効)
第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないうときは、時効によつて消滅する。

(受給権の保護)

第十条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税等)

第十一条 一時金については、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2 一時金に関する書類には、印紙税を課さない。

(一時金の支給)

第十二条 第二条に規定する一時金の支給に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 内閣総理大臣は、一時金の支給に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏及び前項の政令で定める者の指定する者に交付することができる。

(事務の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律によりその権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事又は政令で指定する者に委任することができる。

(政令への委任)

第十四条 この法律に規定するもののほか、一時金の請求、認定及び支給その他この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

(一時金の支給の開始時期)

2 この法律の規定に基づく一時金は、この法律

の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日からその支給を始めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第六条の二に次の一号を加える。
六 旧勲章の年金受給者に給する一時金に関すること。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約四億六千万円の見込みである。

内閣委員会第十七号中正誤
不段 段行 誤 正
七二 終り〇 演習農場 伝習農場

昭和四十年四月十九日印刷

昭和四十年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局